

令和2年3月26日

令和2年登米市議会定例会
3月特別議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第 1 号	登米市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3

発議第 1 号

登米市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 26 日

登米市議会議長 及 川 昌 憲 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 中 澤 宏

(別紙)

登米市議会委員会条例の一部を改正する条例

登米市議会委員会条例（平成17年登米市条例第226号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号イ中「企画部」を「まちづくり推進部」に改め、同号ウ中
「水道事業所」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提出の理由)

令和2年4月1日からの市の組織改編並びに水道事業及び下水道事業の統合に伴い、
常任委員会の所管部署名を変更するため、本条例の一部を改正するものである。